

## 北海道

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.2E-4	4.4E-1	2.4E+1	24.0
64	エトフェンプロックス	2.6E+1	1.2E+1	6.6E+0	1.1E+1	55.7
117	テブコナゾール				1.9E+0	1.9
139	トラロメトリン			1.2E+1	9.5E-1	12.8
140	フェンプロパトリン			4.1E+0		4.1
153	テトラメトリン	2.3E+2	2.0E+0	2.1E+2	5.3E-2	440.1
181	ジクロロベンゼン	4.3E+2	1.7E+2			596.0
225	トリクロルホン		3.6E+0			3.6
248	ダイアジノン		5.4E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.0E+2	3.4E+0	4.5E-2	105.1
252	フェンチオン	5.4E+0	5.2E+1			57.5
256	デカン酸				2.1E+0	2.1
350	ベルメトリン	1.5E+1	2.8E+1	1.6E+1	3.2E+1	91.6
405	ほう素化合物		3.5E-1	1.9E+1	1.3E+0	20.8
427	カルバリル			1.6E+2		158.1
428	フェノプカルブ			1.2E+2	8.7E+1	203.3
457	ジクロールボス	1.0E+2	4.7E+2			575.6
合 計		8.0E+2	8.4E+2	5.5E+2	1.6E+2	2353.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等